破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島64番地８
債務者　内藤　敏明
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第２１号
三重県尾鷲市九鬼町224番地２
債務者　尾﨑由紀信こと　尾﨑　幸伸
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第９８１号
愛知県小牧市大字二重堀1074番地７　シャトレ愛松小牧507号
債務者　神田　美香
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９２号
名古屋市中区栄５丁目９番17号　プレステージ名古屋703号
債務者　後藤　浩美
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１１４号
名古屋市天白区野並３丁目405番地　ＡＭＢＥＲＨＯＵＳＥ７Ｆ号
債務者　高田浩太こと　髙田　浩太
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１３８号
愛知県瀬戸市萩山台１丁目73番地　フレンドハウス301
債務者　大竹　康博
１　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１８２号
名古屋市昭和区塩付通３丁目１番地の５　サンマンション御器所911号
債務者　加藤みさと
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８１８７号
大阪府門真市向島町７番11―103号
債務者　名嘉山　守
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７８１号
大阪府東大阪市本町２番４号
債務者　佃　　淳志
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１３９号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目46番25号　阪南ハイツ305号
債務者　田中　克幸
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１８３号
大阪市港区田中１丁目８番28号
債務者　森　　洋子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２３０号
大阪府東大阪市加納８丁目４番12号　加納ハイツ507号室、住民票上の住所大阪府東大阪市布市町４丁目８番35―715号　朝日プラザイーストスクエアー
債務者　菊池防水興業こと　菊池　賢二
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２３７号
大阪市西成区花園南１丁目１番７号
債務者　志津こと　宮嶋シヅ子（旧姓北西）
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３１３号
大阪市旭区今市１丁目３番12号　プリエール北畠302号
債務者　佐久間敏臣
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３７０号
大阪市東住吉区矢田３丁目６番23―211号
債務者　岩本　　茂
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４０４号
大阪市旭区森小路１丁目11番11号
債務者　和田　親男
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４０７号
大阪市平野区瓜破４丁目１番34―208号
債務者　梅田　　藍
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部